

技術開発・調査研究 助成要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人四国クリエイト協会（以下「当会」という。）が行う建設事業に関する技術開発・調査研究の助成方法について必要な事項を定め、もって建設事業の発展に寄与することを目的とする。

(履行義務)

第2条 助成を受ける者は（以下「助成対象者」という。）、助成要綱及び請書等に基づき誠実に実施する。

第2章 助成の方法

(助成の種類)

第3条 助成は、次の2種類とする。

- (1) 技術開発： 設計・施工・材料・管理方法等を新たに創り出すこと。
- (2) 調査研究： 自然・社会環境、公共施設、土木遺産等の実態を調べ、明らかにすること。

(募集、応募)

第4条 当会は、ホームページにより募集を行なう。

2. 募集対象者は、四国地方に基盤を有する大学・高等専門学校及び、これらの共同研究とする。
3. 応募は、別に定めた応募様式に必要な事項を記入し、当会に提出する。

(決定)

第5条 応募された計画書について、技術開発選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、助成対象者及び助成額を決定する。

(通知)

第6条 当会は、応募者に選定委員会の審査結果を通知する。

(請書)

第7条 助成対象者は、通知内容について承諾する場合、当会に請書を提出する。

(助成金の交付)

第8条 当会は、請書を確認後、助成金を交付する。

2. 助成金の交付は、助成を決定した後に行う。
3. 助成対象者は、助成金の使途を明らかにするため帳簿を備えるとともに、その経理に係わる証拠書類を整理しておく。

第3章 助成事業の実施方法

(事故等の届出)

第9条 助成対象者は、予測しない不慮の事情により助成事業の遂行が困難になった場合及び実施計画書の内容に大幅な変更が生じた場合は、申請計画変更願により協議するものとする。

(状況報告)

第10条 当会は、必要に応じて助成事業の遂行及び助成金の使途について、報告を求める場合がある。

(成果報告)

第11条 助成対象者は、助成事業が完了すれば成果報告を作成し、速やかに当会に提出する。提出期限は当該年度の2月末日とする。

2. 助成金の経理書類は、別に定めた決算報告様式により、決算報告として成果報告と併せて提出する。なお、所属機関の会計システムから支払う方法を採用している場合は、助成対象者の支払い証明書と併記で所属機関会計出納責任者の支払い確認証明により、領収書の添付を省略できるものとする。

第4章 成果に関する取り扱い

(権利)

第12条 助成事業の成果及び特許権等は助成対象者に帰属するが、当会は、助成事業の成果を公開できる。

(報告等)

第13条 助成事業の成果を公表する場合は、当会の助成を受けたことを明記するとともに、当会にその旨（方法、内容）報告すること。

2. 当会が関係する発表会等において、協力を要請する場合がありますが、この場合、学業等に支障のない限り積極的に参加する。

附則 平成 8年 10月 制定

平成15年 8月 改正

平成18年 8月 改正

平成21年 8月 改正

平成22年 11月 改正

平成24年 10月 改正

平成25年 4月 改正

平成26年 10月 改正

令和 2年 10月 改正